海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン

制定 平成28年4月1日27食産第6094号

農林水産省食料産業局長通知

改正 令和6年4月1日5輸国第4853号

農林水産省輸出 · 国際局長通知

第1 趣旨

海外の日本食レストランの数は、2023 年 10 月現在で約 18 万 7 千店となり、10 年前の約 5 万 5 千店と比較し約 3.4 倍にまで急増している。しかしながら、これらの海外日本食レストランにおいては、日本料理の調理に関する基本的な知識や技能を修得していない料理人が調理を行っている例も見受けられる。

このため、日本料理に関する適切な知識及び調理技能を有する海外の外国人日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品(以下「日本産品」という。)の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、民間団体等が自主的に認定できるよう「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を定める。

第2 認定の要件

1 本ガイドラインにおいて、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能の認定(以下「調理技能の認定」という。)の種類は、次の表の左欄のとおりゴールド、シルバー及びブロンズとし、その要件は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

認定の種類	要件
がたの種類	シルバーの認定を受けた者であって、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当し、認定団体が日本国内で実施する試験に合格し、2に定める知識及び技能を修得していると認められる者(1)日本国内の日本食レストラン及び日本食普及の親善大使*1が推薦する海外の日本食レストランにおける実務経験が合計
	5年以上ある者 (2)農林水産省の委託事業又は補助事業で実施する日本料理コンテストにおける優勝者であって、当該日本料理コンテストの審査員の推薦を受けた者

	-
シルバー	ブロンズの認定を受けた者であって、以下の(1)から(3)
	までのいずれかに該当し、認定団体が実施する試験に合格し、2
	に定める知識及び技能を修得していると認められる者
	(1)国内外の料理学校等の1年程度(150時間程度)の日本食
	コースにおいて、2に定める知識及び技能に関するカリキュ
	ラムを履修し、当該料理学校等を卒業又は修了した者
	ただし、日本国内の調理師養成施設※2を卒業した者は、ブ
	ロンズ認定を不要とする。
	(2)日本国内の日本食レストラン及び日本食普及の親善大使が
	推薦する海外の日本食レストランにおける実務経験が合計2
	年以上ある者
	(3)農林水産省の委託事業又は補助事業で実施する日本料理コ
	ンテストにおける上位入賞者であって、当該日本料理コンテ
	ストの審査員の推薦を受けた者
ブロンズ	国内外の日本料理学校、民間団体等が主催する 10 時間程度の
	短期料理講習会等において、2に定める知識及び技能に関する講
	習を受講した者であって、認定団体が実施する試験に合格した者

- (※1)「日本食普及の親善大使」とは、日本食普及の特別親善大使及び日本食普及の親善大使設置要綱(平成27年2月26日付け26食産第3953号) 第4条第2項に基づき任命された者をいう。以下同じ。
- (※2)「調理師養成施設」とは、調理師法(昭和33年法律第147号)第3条 第1号及び調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第5条に基 づき都道府県知事の指定を受けた施設をいう。
- 2 1の各認定の種類に応じ、修得すべき日本料理に関する知識及び技能は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

7 7 7 7 7 7	
認定の種類	修得すべき知識及び技能
認定の種類	修得すべき知識及び技能 (1)日本の食文化に関する知識 日本の食文化、日本食の知恵、食事の様式、日本酒の知識 (2)衛生管理の知識 食中毒の種類と予防、服装、食材の取扱い、調理器具の洗 浄と殺菌処理、加熱処理が必要な食材・食品 (3)調理技能 日本調理器具の使い方、食材の選び方、食材の切る・む く、調理の手順・時間、火加減・加熱の仕組み、出汁の取り 方、調味の割合、盛りつけ、保存方法、献立作成 (4)おもてなし
	言葉、挨拶、心遣い、作法、料理の置き方

シルバー	(1)日本の食文化に関する知識日本の食文化、日本食の知恵、食事の様式 (2)衛生管理の知識食中毒の種類と予防、服装、食材の取扱い、調理器具の洗浄と殺菌処理、加熱処理が必要な食材・食品 (3)調理技能日本調理器具の使い方、食材の選び方、食材の切る・むく、調味の割合、調理の手順・時間、火加減・加熱の仕組み、出汁の取り方、盛りつけ、保存方法 (4)おもてなし作法、料理の置き方
ブロンズ	(1)日本の食文化に関する知識 日本の食文化 (2)衛生管理の知識 食中毒の予防、服装、食材の取扱い、調理器具の洗浄と殺 菌処理、加熱処理が必要な食材・食品 (3)調理技能 日本調理器具の使い方、食材の選び方、食材の切る・む く、調味の割合、調理の手順・時間、盛りつけ、保存方法 (4)おもてなし 作法

第3 運用・管理団体及び認定団体

1 調理技能の認定の実施主体

調理技能の認定は、運用・管理団体(本ガイドラインの運用・管理を行う民間団体等であって、その旨の届出を農林水産省に行ったものをいう。以下同じ。)が認定した民間団体等(以下「認定団体」という。)が行うものとする。

- 2 運用・管理団体の役割等
 - 運用・管理団体は、以下の(1)及び(2)を行うものとする。
- (1) 運用・管理団体は、認定の種類に応じて各認定団体が行う試験の内容や 認定の基準が統一的なものとなるよう、他の運用・管理団体及び自ら認定 した認定団体と情報交換を行うなど調整を図るものとする。
- (2) 運用・管理団体は、運用・管理団体会議(必要に応じて農林水産省が全ての運用・管理団体を招集して行う会議をいう。)に出席し、本ガイドラインの運用・管理等に関する情報交換を行うほか、議題となった案件について協議するものとする。

3 認定団体の認定等

- (1) 認定団体となろうとする民間団体等は、運用・管理団体が定める様式による申請書に、認定の種類毎に以下の①及び②の内容に関する事項を記載した書面を添えて、運用・管理団体に対し申請を行うものとする。
 - ① 第2の規定に基づき調理技能の認定を行う方法(認定に必要な試験の内容及び実施方法、日本食コースのカリキュラムの内容、短期料理講習会の内容等第2の1に定める要件を満たすことを確認する方法)
 - ② 調理技能の認定を受けた者に対する定期的なサポート(日本産品に関する情報の発信、講習会の開催等)の実施方法
- (2) 運用・管理団体は、申請の内容が本ガイドラインに適合したものである場合には、当該民間団体等を認定団体として認定するものとする。ただし、申請の内容に不備がある場合には、補正させた上で認定するものとする。
- (3) 認定団体は、(2) により認定を受けた申請の内容に変更がある場合、運用・管理団体に対し(1) に準じて変更申請を行うものとする。
- (4) 運用・管理団体は、認定団体が行う調理技能の認定に係る業務が本ガイド ラインに適合しない場合若しくは申請の内容と異なる場合、又は認定団体が 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合には、速やかに当該認定団 体の認定を取り消すものとする。

4 報告等

(1) 認定団体は、半年毎(9月末現在、3月末現在)に、運用・管理団体に以下の①及び②を報告するものとする。

なお、①の作成に当たっては、調理技能の認定を受けた者に対して、個人情報の利用目的を明示すること。

- ① 調理技能の認定を受けた者のリスト(認定の種類、氏名、国籍、居住 国・地域、従事する海外日本食レストラン名等)
- ② 調理技能の認定を受けた者に対するサポート(日本産品に関する情報の発信、講習会の開催等)の実施状況が分かる資料
- (2) 運用・管理団体は、半年毎(9月末現在、3月末現在)に、認定団体から 提出された報告内容を取りまとめ、農林水産省に以下の①から④までを報告 するものとする。
 - ① 認定団体の認定状況 認定団体の名簿、認定団体から提出された申請書関係書類の写し
 - ② 認定団体における調理技能の認定状況
 - (1) ①のリストを取りまとめ、添付すること。
 - ③ 認定団体による調理技能の認定を受けた者に対するサポート状況 (1)②の資料を取りまとめ、添付すること。
 - ④ その他必要な報告事項

(3)(2)で報告のあった内容については、海外において日本食・食文化と日本産品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、農林水産省から在外公館、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム等に提供することがある。

第4 調理技能の認定のロゴマーク

- 1 運用・管理団体及び認定団体は、調理技能の認定に関する普及及び認定証への使用を目的に、農林水産省が別に定めるロゴマークを使用することができる。
- 2 ロゴマークの使用に当たっては、農林水産省が別に定める利用許諾に関する 条件を遵守しなければならない。

第5 その他

本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインに基づく調理技能の認 定の実施につき必要な事項は、運用・管理団体が別に定めることができる。